

弘前市健康づくり推進審議会公募委員募集要項

1 趣旨

この要項は、弘前市健康づくり推進審議会（以下「審議会」という。）の委員を公募するにあたり、募集や選考の方法など必要な事項について定める。

2 公募委員の役割等

- (1) 弘前市健康増進計画及び市民の健康づくりに関して、市民の立場から審議に参加する。
- (2) 公募委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。なお、再任はできないものとする。
- (3) 審議会は、平日の日中に年2～3回程度開催する。

3 報酬等

「弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例」の規定に基づき、審議会1回の出席につき、報酬及び交通費相当額を支給する。

4 募集

- (1) 募集期間は、令和6年4月15日(月)から令和6年5月15日(水)までとする。
- (2) 募集する人数は、2人程度とする。

5 応募資格と応募方法

- (1) 公募委員に応募できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ① 年齢18歳以上（令和6年4月1日現在）の者
 - ② 本市に住所を有する者又は本市に通勤若しくは通学している者
 - ③ 本市の他の附属機関等の委員でない者
 - ④ 市議会議員及び市職員（退職者を含む）でない者
 - ⑤ 過去に本審議会の公募委員に選任されたことがない者
- (2) 応募しようとする者は、「志望動機」をテーマとする作文（800字程度）を提出するものとする。
- (3) 作文は応募者本人の作成によるもので、住所、氏名（ふりがな付き）、性別、生年月日、職業（勤務先等）、電話番号、メールアドレス（ある場合）を明記するものとする。
- (4) 応募書類の提出方法は、健康増進課（野田2丁目7-1、弘前市保健センター1階）へ持参又は郵送、ファクス若しくはEメールにより提出するものとする。なお、持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、締切当日午後5時必着とする。

6 選考方法

書類選考により行う。

（裏面あり）

7 発表

選考結果については、応募者全員に書面で通知するとともに、選任された人の氏名は委員名簿に記載し、市のホームページで公表する。

8 問い合わせ・提出先

健康増進課健康づくり総合推進係 担当 今
〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1
電話 0172-37-3750
ファクス 0172-37-7749
E-mail kenkou@city.hirosaki.lg.jp